

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画
(事業用自動車の数) 変更事前届出書

令和 年 月 日

東北運輸局青森運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
(連 絡 先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定によりお届けします。

氏名又は名称 及び住所並び 代表者氏名	
変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数
増車(減車) 実施予定日	令和 年 月 日
備 考	

※添付書類

- 増車する車両について、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し又は見積書の写し)
- 増車する場合において、営業所ごとに配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面(運行管理体制図)
- 増車する予定の自動車が中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。)である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し(直近の3ヶ月の点検整備記録簿及び直近の12ヶ月の点検整備記録簿)

営業所別の事業用自動車の数

(単位：両)

営業所名	新旧の別	新				旧			
	内訳	大型車	中型車	小型車	計	大型車	中型車	小型車	計
合	計								

増減車両の明細

増車・減車の別	所属の営業所	初度登録年月	車名	型式又は登録番号	車台番号	乗車定員	車両全長	車両幅

* 当該届出が増車の場合は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画であること。

認可を受けている自動車車庫の位置及び収容能力

	名 称	位 置	収容能力(A)	備考
①	車庫			
②	車庫			

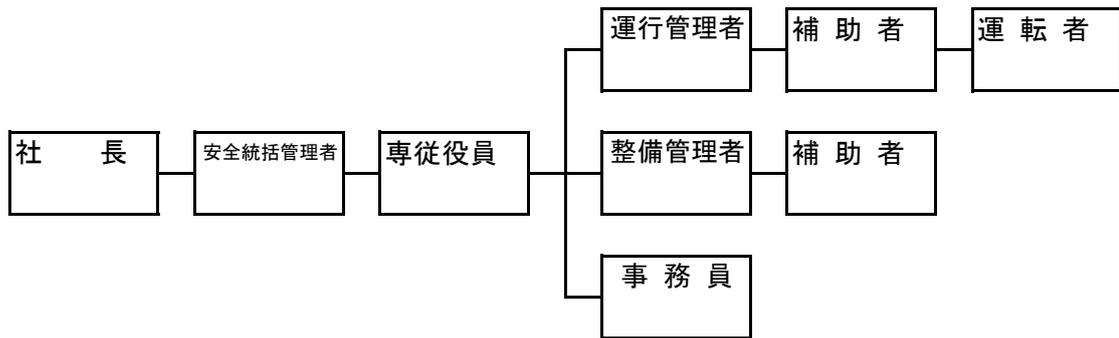
増車後必要となる車庫面積の計算（概数）

	配 置 車 両 及 び 所 要 面 積				収容能力 (B/A×100)
	小 型 車	中 型 車	大 型 車	計 (B)	
①	21㎡× 両 ㎡	27㎡× 両 ㎡	36㎡× 両 ㎡	両 ㎡	%
②	21㎡× 両 ㎡	27㎡× 両 ㎡	36㎡× 両 ㎡	両 ㎡	%

※ 収容能力が90%以上の場合は、車両配置平面図を添付すること。

一般貸切旅客自動車運送事業の管理運営体制組織図

1. 指揮命令系統図



2. 運行管理者確保状況

- 確保人数 名 ○ 確保予定人数 名
- 配車車両数 名

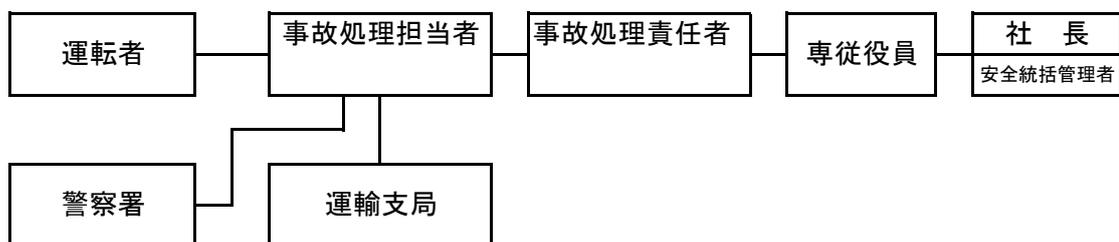
3. 点呼実施体制

- 点呼担当者（氏名及び役職）
- 点呼実施場所
- 営業所と車庫の連絡方法

4. 事故防止についての教育指導体制

- 教育担当者（氏名及び役職）
- 教育指導内容

5. 事故処理連絡体制



6. 整備管理者確保状況

確保人数 名

確保予定人数 名

※一定の要件を満たすグループ企業に整備管理者を外部委託する場合

委託先の承認の有無

整備責任者の確保状況（自企業の場合）

整備管理者との連絡方法

兼務する職務内容

7. 運行管理者・整備管理者名簿

役職名	氏名	資格要件（資格証番号等）

※一定の要件を満たすグループ企業に整備管理者を外部委託している事業者は、自企業の所属職員から選任する整備責任者も記入すること。

8. 苦情処理

苦情処理責任者氏名

苦情処理担当者氏名